

目次

第1章 死因究明等に係る人材の育成等

第1節	医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
1	法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等	2
2	大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請	2
3	死体検案研修会の充実	3
4	異状死死因究明支援事業等の検証等	4
5	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	4
6	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	6
7	死亡時画像診断に関する研修会の充実	6
8	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	7
9	死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	8
10	死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請	8
11	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	9
12	大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介	10
13	大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知	10
14	法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドラインへの明示	10
第2節	警察等の職員の育成及び資質の向上	12
1	検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実	12
2	全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有	12
3	死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	13
4	海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実	13
5	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	14
6	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	14
	トピックス1 第二管区海上保安本部における鑑識官等の育成	15

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

1	法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等	18
	トピックス2 長崎大学における取組	19

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請	22
2	地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等	22
3	施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施	23
4	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	24
5	地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力	25
6	地方の関係機関又は団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求	25
7	警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力	26
8	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	26
	トピックス3 滋賀県死因究明等推進協議会における取組	28
	トピックス4 京都府における承諾解剖と遺族支援に関する取組	31

第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

1	一層効果的かつ効率的な検視官の運用	34
2	司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し	34
3	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	35
4	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	36
5	死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化	36
6	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	37
7	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	38
8	鑑識官の配置の拡充による検視等実施体制の充実	39
9	死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	40
10	海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備	40
11	死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化	41
12	身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化	41
	トピックス5 検視官の育成に向けた取組	42

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	44
1	警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力	44
2	死体検案研修会の充実	44
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	44
4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	44
5	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	44
6	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	44
7	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	45
8	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	45
9	検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究成果の取りまとめ等	46
10	死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討	47
11	検案に従事する臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用及び充実	47
12	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	48
第2節	解剖等の実施体制の充実	49
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	49
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	49
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	50
4	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	50
	トピックス6 東京都監察医務院における取組	51
	トピックス7 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制	52

第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

第1節	薬物及び毒物に係る検査の活用	56
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	56
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	56
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	56
4	各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援	56
5	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	57
6	警察における必要な定性検査の適切な実施	57
7	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	58

8	海上保安庁における必要な予試験の確実な実施	58
9	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	59
	トピックス 8 薬毒物検査拠点としての旭川医科大学における取組	60
第2節	死亡時画像診断の活用	61
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力	61
2	死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援	61
3	異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援	61
4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	61
5	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等	61
6	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等	61
7	死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化	62
8	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	62
	トピックス 9 香川県警察における死亡時画像診断の活用	63

第7章 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	66
2	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	66
3	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	66
4	歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等	66
5	身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化	67

第8章 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第1節	死因究明により得られた情報の活用	70
1	死因・身元調査法に基づく通報の実施	70
2	解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等	70
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	71
4	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	71
5	死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	71

6	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	71
7	死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討	71
8	CDRに関する体制整備についての必要な検討	71
9	虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有	73
	トピックス 10 三重県におけるCDRの取組	74
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	76
1	犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	76
2	犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	76
3	解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する 遺族等への説明の依頼	77
4	死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知	77

第9章 情報の適切な管理

1	死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底	80
---	---	----

○本白書は、原則として2025年9月30日までに入手した各省庁等の死因究明等施策に関する実績やデータ等に基づいて記載している。

○白書公表後にデータの表記や数値が変更される場合がある。